

海外派遣者選考委員会規程

平成18年1月27日
令和7年11月13日最終改正
国立大学図書館協会理事会

(趣 旨)

第1条 「海外派遣事業実施要項」(令和7年11月13日最終改正 国立大学図書館協会理事会決定)第8項の規定に基づき、海外派遣者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の任務及び組織について定める。

(任 務)

第2条 選考委員会は、「海外派遣事業応募要領」(令和7年11月13日最終改正 国立大学図書館協会理事会決定)により応募した者の中から、別に定める選考基準に基づき海外に派遣する者の選考を行う。

(組 織)

第3条 選考委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、人材委員会委員長が指名する。但し応募者が所属する図書館に所属する者を委員長に指名することはできない。

(委 員)

第5条 委員は、委員長が推薦し、人材委員会の議を経て、会員に所属する館長、部課長等の数名に、人材委員会委員長が委嘱する。但し応募者が所属する図書館に所属する者を委員に委嘱することはできない。

(任 期)

第6条 委員長及び委員の任期は、指名又は委嘱された時から選考結果を人材委員会に報告するまでとする。

(選考結果の審議と結果の報告)

第7条 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき派遣者を選考し、その結果を人材委員会に報告する。人材委員会は選考結果を国立大学図書館協会理事会に報告する。

(事 務)

第8条 選考委員会の事務は、委員長が所属する会員が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成18年1月27日から施行する。

附 則(平成22年2月8日改正)

この規程は、平成22年2月8日から施行する。

附 則(平成24年11月13日改正)

この規程は、平成24年11月13日から施行する。

附 則(平成25年10月24日改正)

この規程は、平成25年10月24日から施行する。

附 則(平成26年11月17日改正)

この規程は、平成26年11月17日から施行する。

附 則(平成27年5月18日改正)

この規程は、平成27年5月18日から施行する。

附 則(平成28年11月7日改正)

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

附 則(令和元年11月8日改正)

この規程は、令和元年11月8日から施行する。

附 則(令和3年11月12日改正)

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

附 則(令和4年11月17日改正)

この規程は、令和4年11月17日から施行する。

附 則(令和7年11月13日改正)

この規程は、令和7年11月13日から施行する。